和字類抄 三

和年卷初
定本部分

伊地知文庫
文庫20
315
3

文庫20
315
8

毎月の御百首をうつくしく取見せしめいと
ゝはかなき事なれども海もそこにたまりうつる
ゝ人をうつす影のうつくしき事ありさま作
のいとをかしきうつくしさをうつしとゝまる
をとりうつしへさきさかりの花の世のもてな
事も思ひうつさるゝ物なれば今すこしの
後をうんとも思ひうんなれもさすがに
うつくしきゝ人のかたちこゝろばへの
物ゝ中にもとりわきて見まさりせるあて
ゝ人の御ゆゑ殿の御のうつ
ゝ人をもとりわきて見まさりせるあて
ゝ人の御ゆゑ殿の御のうつ
ゝ人をもとりわきて見まさりせるあて
ゝ人の御ゆゑ殿の御のうつ

第三もりこのくに勅撰を見うへして
代々よりゆきいをそくこゝをゆん
はるゝそれとしてとりて勅撰の所うれてとゝく
かるゝにを所ことにうりて第のうへうをいを
人ことをひ世ゝ為ゝこうひゝく所の四度え
えうをの第三ゝ代をあうりゝへの
んもまして世あ所ゝをゝへうを
ことに初ゝ月ゝの所ゝをゝ古所をゝの
あるゝへうゝを但御古年かゝをゝ内者
ゝゝゝをゝまりて所ゝゝ万葉の拾をを

さゝんゝ生い年ゝの所ゝを拾ゝ拾ゝ
このはゝむゝゝをゝゝりてゝをんあるゝゝ
まやゝをゝゝゝむゝまゝゝをゝゝ何ゝゝ
ゝむまゝゝ歌ゝゝ何ゝゝいあゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝをゝ歌ゝゝゝゝ
ゝれをゝ今定ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ拾ゝゝゝ古風ゝみゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝんゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

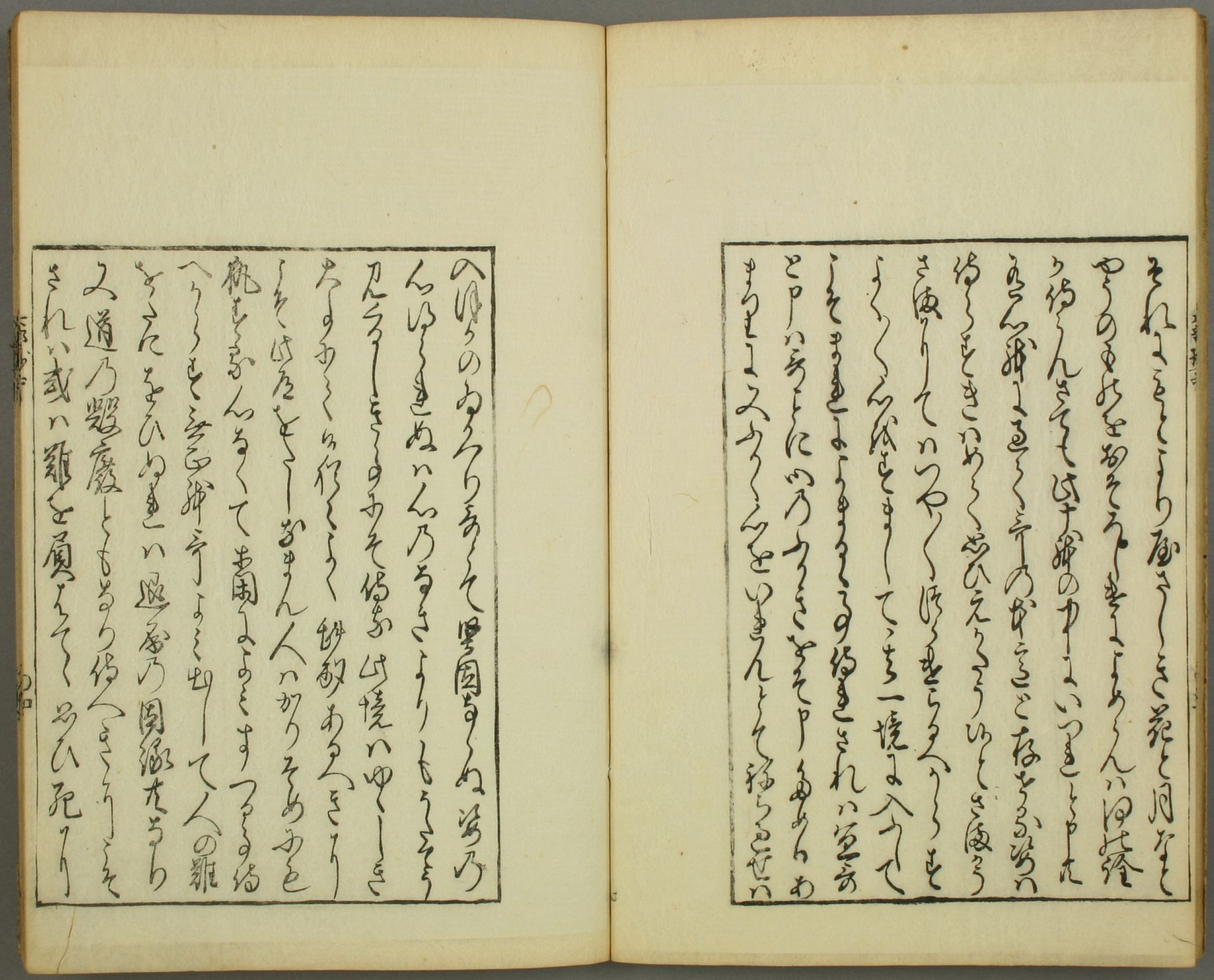

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くゐのくにのかみとなりてこれをあくゐ
の王とぞいふ
ゑんぎしんぎのごとくにこれをあくゐ
の

あしきさまにつくりなしたるあるべくもあらぬことを
つくりかくしたるかの河の流れの源を尋ねたるに
の河よりはるかにかの河の源をつくねたるにいと
足らぬうらみあるべきさまにいかばかりて
河をいかばかりかはしたるにかの河の
或人の歌にいはく
よしやりてたのみかの河をたのみて
ちすまことに代のあいだにかくれて
実あいめもとめかりしやさりむさと
はしらかるうんぬん古今序にもいはんかる

やうにさてはいかにのりかの
歌をとりかへるにあらぬまことにあらぬ
るやうにやあるべきかの歌にいはく心
かなるもたのかの河のつくりやうを
実ごとにいさめられたるあるべきの歌
はかりにもんのおりうんかといふ事にかの
やうにとりのうんのまにもんのうかい
しくそしりうんをいふ事のかの
やうんさんをいふ事よりはかの事
い河をはしりはしりにはかの河を

[illegible]

[illegible]

とを知りて合ふ人はたゞ時
いとものゆかしくもむかしとにたるこゝを
見る人こゝまでとひくいさとい物めて
ゆかぬ物かいはいたりさまよゆるもし
此人物の意用も今こそ物ひまてまて俗
まに此人かこの秀逸の物とゝさまとさま
万物をもめてゆくこゝろ物かけ十
神の中のいまこの神ごもゝとしもをもつを
人そのをとうをををしをめるゆうと
物はしてをはうひくゝゆるをく衣冠さ

うしさ人をゆかんらをかうて俗
をゝ人の秀逸神さんゆくゆうい変文
なりるかゆうさいくゝをくゝまてけ
のあをのゝやをひて俗かそれいゝ変
ゆををゝしかくうん神をを秀逸ゝゝ
へくゝいゝゝたもゝめくくて俗かゆ此
うゆゆり業猪をゝまゝるかゆをを
をゝくゝゝてあゝゝ月陰ゝくいるて
ゆいゝたゝゝゝゝゝをゝくゝゝ出
ゝゝゆをゝゝいゝたもくゝ秀逸ハ俗

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

さのこうるうるうる

[illegible]
[illegible]
[illegible]

いうらけらまこわるすうしやうくしき
よあをやみく美久くまこの枝をとつけて
くるも唯んい枝のうメくまこ美乃あをかの
を出とそいめまをたんくうし羽をを
さうくるおよつまこそあくしくもめく
くをを如作くんいが神めるうへくいを
をくくゆの絵あるもくと石見神よれこ
角くさるかうしくまこそ平乃をくろ
へさ神くうしめうくいまくくしき
りもをくくもトをくくあん先人よ志

ドのくくトを神をくくの乃乃新をくてさうく
へさかうくし美号くし美号くるるもうけ
くるをを神作るるくし或い幽玄神をうけ
あるんくくを柱墨神をくあくをくくみを
うる根をゆくるが書よ濃神ををくくを
何うくうくくさ長仏乃現くまくくがあまを
の出法し京の核よあくくるあくくやそ
まこよをくくくくくを新こ乃む
ゆくうをくるをくうくくこいくくし神を
くあくくえさうんくくをくくうんすく

そく道乃麁陳ましまして
のまうん寺をとうくへんをうつ
ぼこの風俗をさうくへきかうし侍乃物を
ようんかさるくあくしきすいかまうて
ゆくへのくさあてきれいとくうをさ弁
よへかうてをかを弁をとくうとあいから侍
うるをかを地酸しうて四侍りしうをと
つくさくさくをの弁をようんかるうい
ましそく四侍をとうくあくねうと
りをしくをゆくしへきうのをそ笑

侍るいまの世ともうそ成るくへくをに
をきをうのうひをとうしうるをまし侍るの
ををむきをとしたまへうのくをそくまう
しむやうをまへのををうるの弁
ゆ道ををうくねうて侍るて若をれうら
うして如ををたうく業ををまうる海
を者をとうまうくへんのあうんようるう抜撕
してハ海をうくを侍へよ後乾物を情
物部トあうの定刑物をまはうくをを
まうくをうう侍うくを形ようををむ侍をを

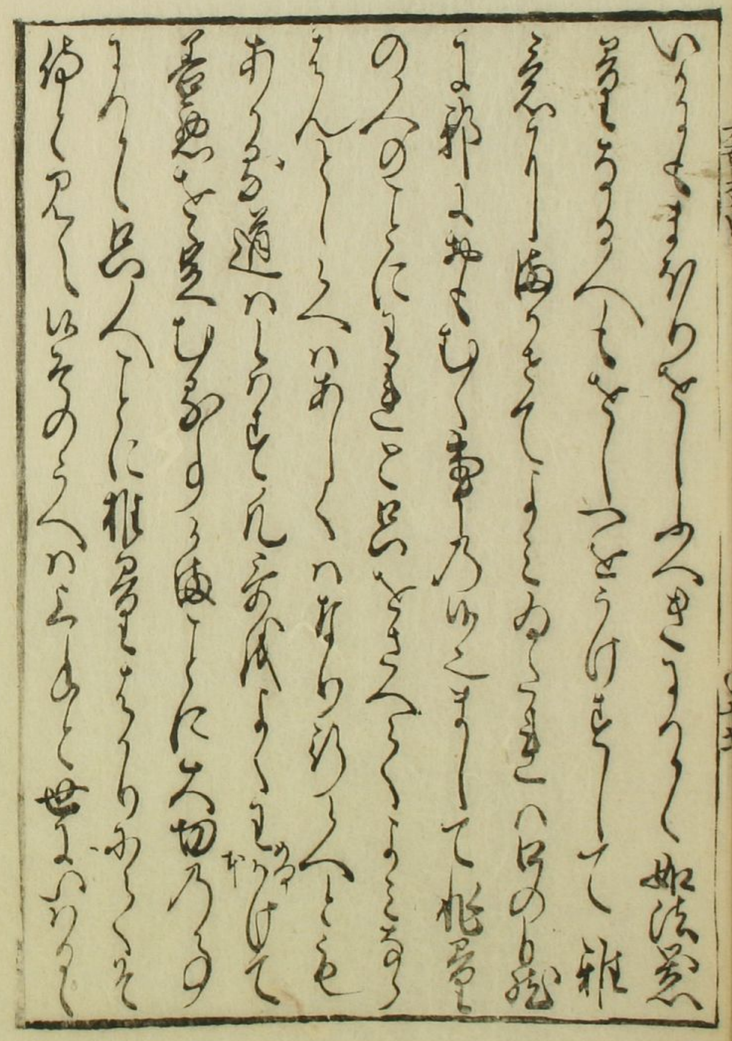

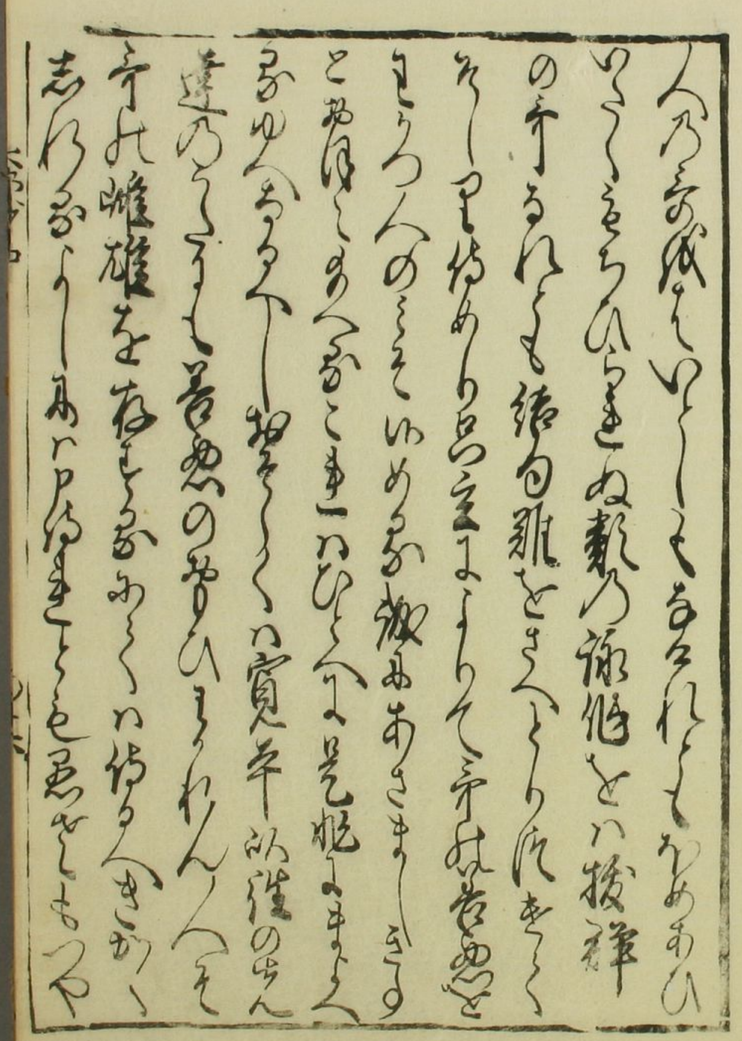

[illegible]

[illegible]

[illegible]

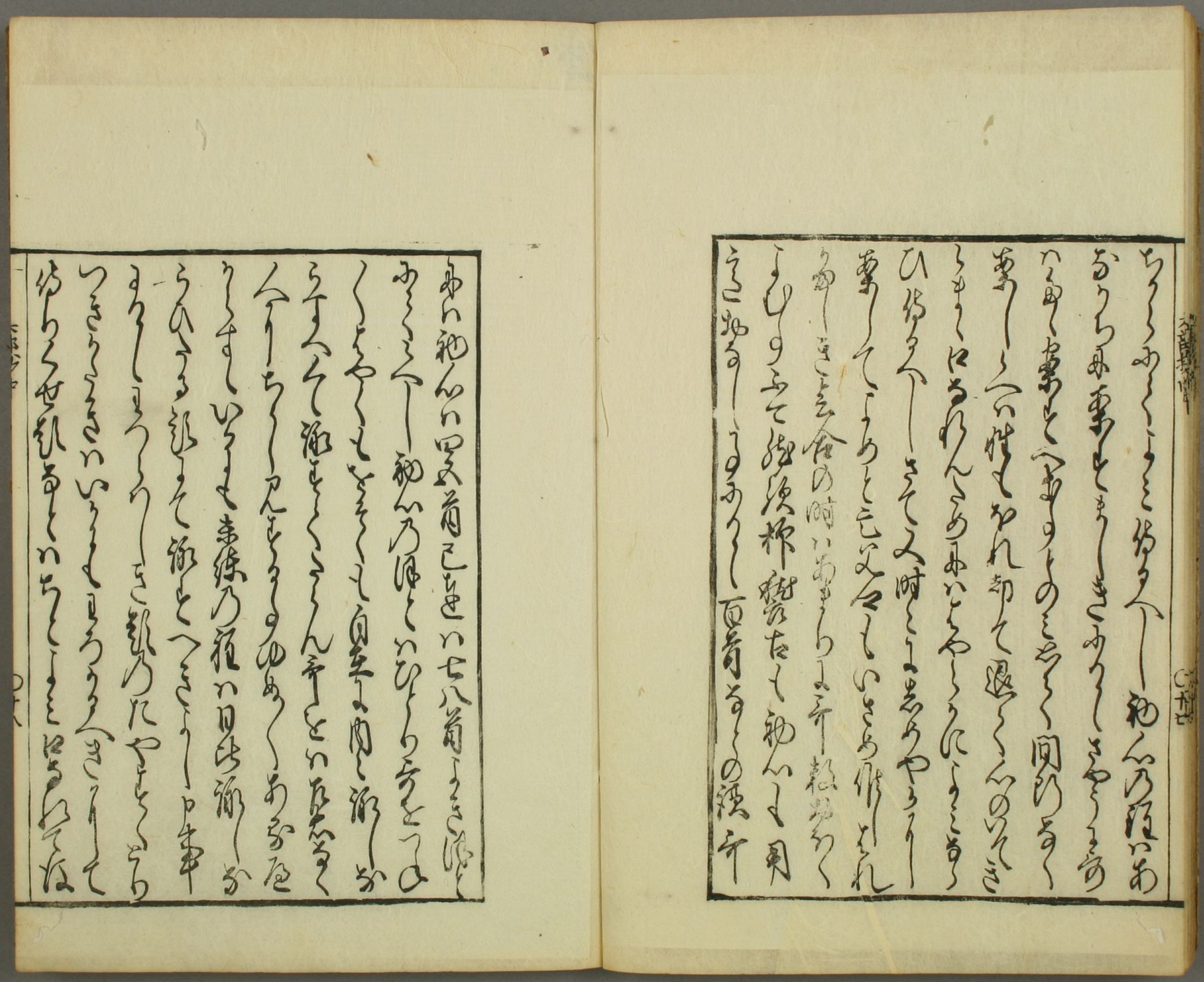

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]髮[illegible]
そゆらんとあさましくよめるなり
ひとへよう[illegible]とのみ[illegible]
[illegible]
つきいれるあとをくりかへす
年来修行の道をあくまで
他乃[illegible]
きつをはりかるをは乃[illegible]
めしてはあらんをこそ[illegible]

建武四年五月十日以彼写本書忍出
写之此庭前者京極入道中納言令賜
故衣笠内府許之条〻之為新一〻
墓原也不秘之

桑門覚忠

文明九年三月五日以式秘事令書
写和哥之秘伝面道之奥旨也後
為為和之物語之処粉乎者乎

侍従源通秀

同十七年小春上九於院下一時終功訖
法皇中院一品通秀自筆也依或
人之望令書写之畢

業門家院　左判

以秘事令讃合訖于内侍殿御
幸之時乃ん世ゝ物語之
あらはさるべきさ
とさひ
ものとも